ポストコロナ成長ファシリティ (脱炭素推進ウインドウ) 実施要領骨子

- 1. 対象案件(一般業務勘定)(※):
- (1) 温室効果ガス等の排出削減又はその他地球環境保全目的に資する案件(再生可能エネルギー、省エネルギー、グリーンモビリティ(モーダルシフト(輸送手段の効率化)、電気自動車等)、大気汚染防止、水供給・水質汚染防止、廃棄物処理等)
- (2) 資源金融(投資金融・輸入金融)の対象案件(以下「資源案件」)。但し、地球環境保全目的に資する非化石エネルギー源を対象とする案件に限る。(※)成長投資ファシリティの新型コロナ危機対応緊急ウインドウに該当する案件を除く。
- 2. 通貨:米ドル・ユーロ・円・その他通貨(個別に決定)。
- 3. 融資割合:
- (1) 温室効果ガス等の排出削減又はその他地球環境保全目的に資する案件は、協調融資 総額の6割以下(但し、借入人が中堅企業・中小企業者(株式会社国際協力銀行 業務方法書に規定するもの、以下同様)又は中堅企業・中小企業者が出資する外国 法人等の場合は融資総額全体の7割以下)
- (2) 資源案件は、協調融資総額の7割以下(但し、国内貸については6割以下)
- 4. 出融資保証契約調印期限:2022年6月末日
- 5. その他条件:個別に決定。